

## 大槌町営建設工事の請負契約に係る最低制限価格に関する事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、大槌町営建設工事の請負契約について、最低制限価格を設ける際に必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格を設けることができる契約)

第2 最低制限価格を設けることができる契約は、条件付一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に付する設計額が130万円以上(消費税額及び地方消費税額を含む。)の工事請負契約とする。ただし、最低制限価格を設けることが適当でないと認められる場合は、この限りではない。

(最低制限価格の算出方法)

第3 最低制限価格は、設計額算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を基に、契約担当者が定める額とする。ただし、その額は、設計額に10分の7を乗じて得た額を下限とし、10分の9を乗じて得た額を上限とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 工事の性質上前項の規定により難しいものについては、設計額の10分の7から10分の9までの範囲内で契約担当者が定める額とする。ただし、その額は、設計額の10分の7を乗じて得た額を下限とし、10分の9を乗じて得た額を上限とする。

3 最低制限価格の算出に必要な資料は、実施伺い起案者が作成することとする。

(入札参加者への周知)

第4 この要領の規定により最低制限価格を設けるときは、競争入札の公告又は指名競争入札通知書により周知するものとする。

(最低制限価格による判定)

第5 入札執行者は、開札の結果、第3の規定による最低制限価格未満の価格により入札した者にあつては、失格と判定するものとする。この場合、最低制限価格未満の価格により入札した者は、再度の入札には参加できない。

2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最も低い価格の者について、落札者と決定するものとする。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から適用する。